

## 合併特例債等の試算

\* 算定は総務省HPによるものです。

\* 総務省HPとは人口が異なります。(年度相違)

\* 増加人口は先頭行団体基準で算出しています。

## 1. 合併特例債

標準全体事業費	295.3億円	10ヶ年度間の合算額
借入限度額	280.5億円	上記の95%
普通交付税算入額	196.3億円	借入限度額の70%

【総務省が用意した標準全体事業費算式】

$$180\text{億円} \times (\alpha \div 10\text{万人} \times a+b) \times (\beta \div 1\text{万人} \times c+d) \times e$$

合併後人口(α)	85,617人	右のとおり
増加人口(β)	18,534人	合計人口－基準団体人口
係数a…	0.714	0.714(10万未満)、0(10万超)
係数b…	0.286	0.286(10万未満)、1(10万超)
係数c…	0.167	増加人口5万未満0.167、超0.083
係数d…	0.833	増加人口5万未満0.833、超1.25
係数e…	1.600	2－2÷合併市町村数

合併市町村数	5
合併後人口(α)	85,617人
増加人口(β)	18,534人

(算定の基礎) H12国調  
 中津市 67,083人  
 三光村 5,713人  
 本耶馬溪町 3,910人  
 耶馬溪町 5,459人  
 山国町 3,452人

## 2. 基金造成(上限40億円)

標準基金規模	21.1億円	3億×市町村数+1万×増加人口+5千円×人口
上限額の目安	31.7億円	標準基金規模×1.5 (上限40億円)
合併特例債	30.1億円	充当率95%
交付税算入額	21.1億円	交付税算入率70%

## 3. 合併直後5年間の交付税措置

$$\begin{aligned}
 & \text{合併後人口} && \text{市町村数} - 2 \\
 & (1\text{億円} + 5\text{千円} \times 85,617\text{人}) \times \left(1 + \frac{3}{4}\right) \\
 & = \boxed{9.2\text{億円}} \text{を} \\
 & \quad \text{5年間で均等に措置} \\
 & \quad (1.85\text{億円/年})
 \end{aligned}$$

\* 人口規模が政令都市程度となる30億円を上限とする。